２．減価償却の会計処理方法
⑴　有形固定資産
定額法を採用している。
なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりである。
建物　　６～18年
工具器具備品　４～10年
⑵　無形固定資産
定額法を採用している。
なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（３年）に基づいている。
３．引当金の計上基準
⑴　賞与引当金
役職員の賞与については、運営費交付金及び補助金により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上していない。なお、行政サービス実施コスト計算書においては、会計基準第88に基づき引当外賞与見込額の当期増加額を計上している。
⑵　退職給付引当金
役職員の退職給付については、運営費交付金及び補助金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金計上していない。なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準第38に基づき計算された退職給付引当金の当期増加額を計上している。
４．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法
平成28年４月１日付け事務連絡「「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入を受けた平成27事業年度財務諸表における行政サービス実施コスト計算書の機会費用算定の取扱いについて（留意事項）」（総務省行政管理局、財務省主計局法規課公会計室）に基づき０％で計算している。
５．消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

Ⅱ．重要な債務負担行為
該当事項はありません。

Ⅲ．資産除去債務に関する事項
当機構は、賃貸契約に基づく事務所等の退去時における現状回復義務を有していますが、当該債務に関する貸借資産の使用期間が明確でなく、また、契約条項に基づき原状回復義務が免除される可能性もあり、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該資産に見合う資産除去債務を計上していない。

Ⅳ．税効果会計
該当事項はありません。

Ⅴ．重要な後発事象
該当事項はありません。

Ⅵ．追加情報
当機構は独立行政法人改革に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定）に基づき、平成27年４月１日に、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構から、医療分野の研究開発に係るファンディング機能及び創薬支援に係る業務を移管された。
これに伴い、国立研究開発法人日本医療研究開発機構法附則の規定に従って、当該業務に係る資産並びに権利義務が当機構へ承継されている。

Ⅶ．その他
（厚生年金基金の代行部分の返上）
厚生年金基金の代行部分について、平成27年４月１日付で厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けた。今後、厚生年金基金の代行部分の過去分返上認可日において、当該代行部分に係る損益等及び退職給付債務の消滅を認識する予定である。
なお、当該影響額は未確定である。

Ⅷ．固有の表示科目の内容その他独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報
１．賞与関係
運営費交付金及び補助金から充当されるべき賞与の見積りは、以下の通りである。
184,910,259円

２．退職給付債務
運営費交付金及び補助金から充当されるべき退職給付の見積りは、以下の通りである。
△　443,823,051円

３．キャッシュ・フロー計算書関係
キャッシュ・フロー計算書における資金は、手許現金、随時引き出し可能な預金からなっている。
⑴　資金の期末残高の貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定　　8,148,928,948円
資金期末残高　　8,148,928,948円
⑵　重要な非資金取引
法定承継及び任意承継による資産の取得　23,957,396,894円

４．金融商品の時価等について
⑴　金融商品の状況に関する事項
当機構は、資金運用については短期的な預金に限定している。
⑵　金融商品の時価等に関する事項
期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りである。
（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
①現金及び預金	8,148,928,948	8,148,928,948	0
②未払金	(4,632,423,778)	(4,632,423,778)	0

㈱　負債に計上されているものは、（　）で示している。
（注１）金融商品の時価の算定方法に関する事項
①現金及び預金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。
②未払金
未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

５．固有の表示科目について
開発委託金
国立研究開発法人日本医療研究開発機構法第16条第１項第１号に規定する医療分野の研究開発のため企業等に委託し、支出した金額。